

前谷地小学校屋内運動場改築工事監理業務

特 記 仕 様 書

石巻市建設部建築課

工事監理業務特記仕様書

§1 業務概要

- 1 委託業務の名称 前谷地小学校屋内運動場改築工事監理業務
- 2 履 行 期 間 契約締結の日から令和9年3月11日まで
- 3 対象施設の概要

この工事監理業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 対象施設名称 前谷地小学校
- (2) 敷 地 の 場 所 石巻市前谷地字沖埜125番地
- (3) 施 設 用 途 屋内運動場

令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第三号 第1類とする。

4 対象工事の概要

本業務の監理対象工事の請負契約概要は、別紙「工事監理業務対象工事概要書」による。

§2 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「宮城県建築工事監理業務委託共通仕様書」及び「営繕工事監理等業務委託マニュアル（宮城県土木部営繕課・設備課）」を準用する。

1 管理技術者等の資格要件

業務の実施に当たっては、下記の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお、「管理技術者等」とは、管理技術者及び担当技術者を総称している。

(1) 管理技術者

管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による「一級建築士」の資格を有し、設計図書の設計内容を的確に掌握するとともに、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

(2) 担当技術者

担当技術者は、設計図書の内容を的確に判断するとともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。担当技術者は、建築、電気設備、機械設備の各部門の担当者とする。

(3) 管理技術者等の兼務

- a 管理技術者は、建築の担当技術者を兼務することができる。
- b 担当技術者は各部門を兼務できない。

2 工事監理業務の内容

工事監理業務の内容は、共通仕様書及び工事監理指針の調査職員の業務の内容に規定した項目の他、以下の特記による。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。

また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

(1) 工事監理に関する業務

a 設計図書の内容の把握等

- 1) 設計図書の内容の把握
- 2) 質疑書の検討

設計図書について工事の受注者等より質疑があった場合、工事の受注者等と十分に調整の上、調査職員と協議する。

b 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

1) 施工図の検討及び報告

検討に当たっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分に留意する。

施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図について作成した場合には、総合図の検討を行うこととする。

2) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

- ① 模型等の検討
- ② 材料及び仕上げ見本等の検討
- ③ 建築設備の機械器具の検討

c 対象工事と設計図書との照合及び確認

1) 工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認

確認については、試験、目視、計測の各行為を現場立会い、又は工事の受注者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面の確認のいずれかの方法で行うこととする。確認方法については、宮城県土木部営繕課・設備課「営繕工事監理業務分担表（建築）、（電気）、（機械）」による。

2) 発注者の調査職員と監理業務受注者の業務分担と監理方法

宮城県土木部営繕課・設備課「営繕工事監理業務分担表（建築）、（電気）、（機械）」による。

d 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

e 工事監理業務の実施状況報告及び完了手続

- 1) 対象工事の目的物の引渡しの立会い
- 2) 業務報告書等の提出
 - ① 業務履行報告書等の提出（毎月）
 - ② 月間工事監理業務報告書等の提出（毎月／写真、検査等資料・報告書、監理日報、監理上の技術検討資料等の添付）
 - ③ 完了報告書等の提出

(2) 工事監理に関するその他の業務

a 工程表の検討及び報告

b 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

c 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

- 1) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告
- 2) 工事請負契約に定められた指示、検査等

d 関連工事の調整に関する業務

工事が複数の受注者等に分割され、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、工事の受注者から意見聴取を行い、調整を行うべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。

e 施工計画等の検討及び助言に関する業務

f 対象工事の変更請負契約に協力する業務

宮城県土木部営繕課・設備課「営繕工事監理等業務委託マニュアル」6 設計変更の扱いに準じ、設計図書と現場の不整合、設計図書間の相違、工事受注者からの施工提案等による生じる設計の変更に伴う、変更内容の検討、変更設計図書案の作成、見積書の調査、数量対照表の作成、RIBC2 による工事費内訳書の作成のほか、調査職員の指示による変更資料の作成を行う。

g 完成図の確認に関する業務

h 関係機関の検査の立会い等

3 業務の実施

(1) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a 建築

- 1) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- 2) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- 3) 建築物解体工事共通仕様書（最新版）

b 設備

- 1) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 2) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 3) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- 4) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 5) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 6) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）

c 共通

- 1) 建築改修工事監理指針（最新版）
- 2) 建築工事監理指針（最新版）
- 3) 電気設備工事監理指針（最新版）
- 4) 機械設備工事監理指針（最新版）
- 5) 対象工事の設計図書

(2) 提出書類等

a 業務計画書

b 業務履行報告書（毎月）

c 月間工事監理業務報告書（毎月）

(3) 打合せ及び記録

a 調査職員と受注者との打ち合わせについては、次の時期に行う。

- 1) 業務着手時
- 2) 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

b 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、請負者等と定期的かつ密接に連絡を取り、施工状況について把握しなければならない。

(4) 工事定例会議の開催（令和7年10月上旬から令和9年2月末までの期間、隔週開催とし、月2回程度を標準とする）

受注者は、工事定例打合せを開催するに当たり、事前に議題を取りまとめ、会議の進行を行い調整に努めること。

(5) 資料の貸与及び返却

業務着手時に下記の資料を貸与する。業務完了時には速やかに返却すること。

- ・対象工事の設計図書

(6) 関係官公庁への手続等

関係官公庁への手続等については、必要な書類の原案を作成し調査職員に確認を受けること。また、関係官公庁へ提出し、検査及び確認に際して立ち会うこと。

(7) 工事費支払いの審査

請負者等から工事期間中に工事費の支払請求があった場合は、請負者等が作成した工事出来高書類等を審査して調査職員へ報告する。

§3 暴力団等の排除について

(1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。

(3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。

(4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。

(5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により建設工事等担当課長に報告すること。

- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

§4 設計業務等の重要事項説明について

落札が決定した者は、建築士法第24条の7第1項の規定に基づき、契約締結前に重要事項説明書を提出の上、説明を行うこと。また、契約締結に際して同法22条の3の3第1項の規定に基づき書面を交付すること。

工事監理業務対象工事概要書

この工事監理業務の対象となる工事の概要は、以下のとおりとする。

※【 】は工種を示す。

1 前谷地小学校屋内運動場改築工事監理業務 【建築】（仮契約中）

- (1) 請負業者 若生工業・日本製紙石巻テクノ特定建設工事共同企業体
- (2) 工期 契約締結の日の翌日から令和9年2月26日まで
- (3) 請負代金額 金697,950,000円
- (4) 工事概要
 - 1 屋内運動場改築工事
 - ・屋内運動場 鉄骨造平屋建て 延べ面積 1,025.70 m²
 - ・渡り廊下 鉄骨造平屋建て 延べ面積 49.30 m²
 - ・付属建物 鉄骨造平屋建て 2 棟（倉庫・駐輪場）
延べ面積 39.80 m²
 - 2 既存建物解体工事
 - ・屋内運動場 鉄骨造 2 階建て 延べ面積 496.00 m²
 - ・渡り廊下 鉄骨造平屋建て 延べ面積 95.40 m²
 - ・付属建物 鉄骨造平屋建て他 5 棟（倉庫・駐輪場等）
延べ面積 125.61 m²
 - 3 外構工事
 - ・駐車場整備 ・樹木伐根伐採 ・遊具等移設

2 前谷地小学校屋内運動場改築電気設備工事監理業務 【電気設備】※R7.9.3 入札予定

- (1) 請負業者 ー（未定）
- (2) 工期 契約締結の日から令和9年2月26日まで
- (3) 請負代金額 ー（未定）
- (4) 工事概要 ○屋内運動場改築に伴う電気設備工事
 - ①電灯設備 ②動力設備 ③受変電設備 ④構内交換設備 ⑤情報表示設備
 - ⑥映像音響設備 ⑦拡声設備 ⑧誘導支援設備 ⑨構内通信線路
 - ⑩テレビ共同受信設備 ⑪自動火災報知設備 ⑫構内配電線路

3 前谷地小学校屋内運動場改築機械設備工事監理業務 【機械設備】※R7.9.3 入札予定

- (1) 請負業者 ー（未定）
- (2) 工期 契約締結の日から令和9年2月26日まで
- (3) 請負代金額 ー（未定）
- (4) 工事概要 ○屋内運動場改築に伴う機械設備工事
 - ①冷暖房設備 ②換気設備 ③衛生器具設備 ④給水設備 ⑤排水設備
 - ⑥消火設備

※上記の建築工事契約については仮契約中であり、令和7年9月上旬に本契約となる見込みです。